

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

～8月からは新しい高齢受給者証をお使いください～

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお送りします。医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口
に提示してください。

保険診療分について、医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます。

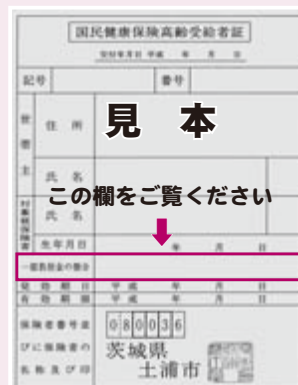
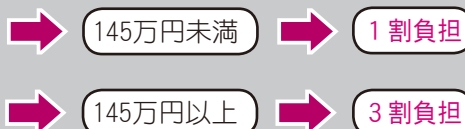
☎ 国保年金課国保給付係 (☎826-1111 内線2295)



負担割合の判定のしかた

負担割合は、毎年6月にその年度の住民税が決定されることに伴い、判定されます。同一世帯内70歳以上の国民健康保険加入者の前年の住民税課税所得によって負担割合を判定します。お送りする高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。

同一世帯内70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の住民税課税所得金額



★住民税の課税所得金額により3割負担の判定となった方でも、控除前の収入金額を申請すれば1割負担になるとことがあります。次の条件を満たすと思われる方には、「基準収入額適用申請書」を同封します。申請をすると、負担割合が1割になります。

- 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が1人の世帯
 - 前年収入金額が383万円未満
 - 前年収入金額が383万円以上のときでも、同じ世帯に後期高齢者医療保険に加入している方がいて、この方の収入も含めて520万円未満
- 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が2人以上の世帯で前年収入金額が520万円未満

住民税非課税世帯の方の減額措置について

住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすれば1か月あたりの自己負担限度額が下がるときがあります。

申請用紙は、国保年金課または各支所・出張所にあります。

シルバーリハビリ体操 指導士養成講習会

シルバーリハビリ体操とは、寝て、床で、椅子に座って、立つてとどんな姿勢でもできる介護予防のための体操です。

この体操を住民の方に指導するボランティアとして、「シルバーリハビリ体操指導士」の養成講習会を開催します。

この機会に、あなたも指導士になりませんか。



とき／9月13日(月)から12月13日(月)までの8日間 午前10時～午後3時45分
ところ／県立健康プラザ(水戸市笠原町9-3・2)

対象者／県内に居住する60歳以上(4月1日現在)で、常勤の職を持たない方

内容／講義と実技

申込締切／7月27日(火)

※講座の開講日、申込方法など、詳しくはホームページ(<http://www.hsc-i.jp/index.html>)をご覧ください。お問い合わせください。

17) 県立健康プラザ(☎029・243・42)